

## 別紙

### 答申第39号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった個人情報情報を非開示としたことについては、結論において妥当である。

ただし、非開示理由及び対象個人情報の取扱いについて、実施機関は条例の規定に基づき検討する必要があったといえるため、このことについては付言で詳論する。

#### 2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成30年7月2日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件請求の内容は、審査請求人の父親（故人）の所持金が第三者に不正に使用された疑いのある事案（以下「本件事案」という。）に関する、次の3点であった。

ア ○○警察署の警察官が、審査請求人の父親から事情聴取した内容

イ ○○警察署の警察官が、当時、審査請求人の父親の世話をしていた者から事情聴取した内容

ウ その他、本件事案に関係する者について、島根県警が捜査した際の捜査の内容の情報

(3) この請求に対して実施機関は、平成30年7月3日に審査請求人に対し、上記(2)のような内容は自己の個人情報には当たらず、開示請求の対象とならない旨を説明したところ、審査請求人からは、「亡くなった父親の遺産に関する情報であるからそれも広義の個人情報である」旨の主張があった。

(4) 平成30年7月6日に、あらためて審査請求人から「警察が関係者へ事情聴取した際の内容に関し、本件事案を担当する警察官から口頭で説明を受けたことがあるため、当該説明の内容が分かるものを開示請求したい」旨の要望がなされたため、開示請求に係る個人情報の内容について、「審査請求人が本件事案に関して警察署に相談した際に作成された警察相談記録票」として補正する旨を伝え、審査請求人はこれを了承した。

(5) この請求に対して、実施機関は、平成30年7月20日付けで開示決定等の期間延長を行った後、本件請求に係る個人情報を記載した公文書として、「警察相談記録票（平成○○年○○月○○日○○警察署受理）」（以下「本件相談記録票」という。）を特定し、平成30年7月25日付けで部分開示決定を行った。

(6) 審査請求人は、この決定を不服として平成30年9月25日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(7) 諮問実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、平成30年12月6日付けで当審査会に諮問書を提出した。

#### 3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 本件相談記録票の開示されていない部分のうち、以下の箇所について開示を求める。

(ア) 2 ページ目「相談内容及び措置状況」欄の 16 行目及び 17 行目の記載内容

(イ) 3 ページ目「相談内容及び措置状況」欄の 1 行目から 3 行目まで、14 行目から 21 行目まで及び 32 行目から 35 行目までの記載内容並びに 36 行目の記載内容の一部

(ウ) 4 ページ目「相談内容及び措置状況」欄の 12 行目から 15 行目までの記載内容

イ 父の生前からの不審な金の動きに関して、警察に出向いて相談したのは私（審査請求人）であり、その相談内容に対して、島根県警・〇〇巡査長（当時）他が父と〇〇に対して事情聴取を行われ、〇〇巡査長から、「〇〇に対してお金は返すよう指導したこと、これに対して〇〇がお金は返すと返答したこと」について、口頭での開示を受けた。当該情報は「警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」はないと判断されたからこそ当時でも私に開示された情報と理解しており、少なくとも「警察業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは到底認められない。

ウ 今回審査請求する情報は、条例第 13 条第 3 号ただし書きイの「財産を保護するため」に該当すると考える。父は〇〇からお金を返してもらおうと私に申し述べており、父が死んだ今、当該返還請求権及び父の保有していたお金は遺産として私が相続している。従って、私の財産として保護してもらえる権利を有している。

エ 〇〇は事情聴取後に、金員を〇〇に返すと審査請求人に対しても直接明言していることから、〇〇自身も当該情報に関して審査請求人に対し、直接その内容を認めている。従って、当該情報が開示された場合であっても、すでに当事者間でその認識を共有している情報の開示であり、この点からも「事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがある」とは到底認められない。

オ 本件では、〇〇からの預り金を〇〇が勝手に自己のために費消し、使い込んだ案件で、業務上横領に該当する犯罪事案と考えられる。本来、島根県警はこの犯罪を捜査して立件すべきところであり、犯罪の容疑者から聞き出し、審査請求人に告げたことによって審査請求人の個人情報となった情報について開示しなければ、犯罪を放置することになりかねず、被害者の人権が無視される結果となる。犯罪に該当しない事案における、一般的な関係者からの事情聴取に基づく情報とは自ずとその性格を異にしており、非開示情報を開示したからといって直ちに「将来の警察相談業務において関係者から正確な事実を聴取することが困難になるおそれがある」とは言えない。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 事務又は事業に関する情報の該当性について

本件審査請求の対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、審査請求人が警察に対して相談した事案に関し、対応した警察官が審査請求人の父親及

び当該事案の関係者からそれぞれ事情を聴取した内容及び当該関係者に対して注意・指導した内容である。

一般的に本件対象個人情報のような情報が開示されることとなると、警察相談を端緒に警察から事情を聴かれる者が、相談者からの開示請求により自身が警察に対して話した内容や警察から注意・指導された内容が書面で開示されることをおそれ、開示に支障の無い範囲での回答にとどめるなど、将来の警察相談業務において関係者から正確な事実を聴取することが困難になるおそれがあり、当該業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象個人情報は、条例第 13 条第 7 号（事務又は事業に関する情報）に該当する。

## (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象個人情報について、当時の担当警察官から口頭で開示を受けた情報であり、自己に帰属すると主張している。また、審査請求人の父親が生前保有していた本件事案に起因する関係者に対しての金銭の返還請求権等を相続したとして、本件対象個人情報が条例第 13 条第 3 号イに規定する「財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報」に該当すると主張している。

しかし、審査請求人のいう「口頭による開示」とは、条例に基づく正式な開示請求によるものではなく、概要を伝え聞いた程度のものであり、「法令等の規定により又は慣行として知ることができる情報」とは言い難く、また、実際の情報は、審査請求人の財産を保護するに資する情報を含んでいるとも言い難い。

そもそも、本件対象個人情報については、(1)で述べたとおり、条例第 13 条第 7 号（事務又は事業に関する情報）に該当するとして非開示としたものであり、審査請求人の主張は本件部分開示決定を否定する理由にはなり得ない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象個人情報について

#### ア 警察相談について

島根県警察における警察相談については、警察相談の取扱いに関する訓令（平成 25 年 3 月 14 日島根県警察訓令第 5 号。以下「訓令」という。）第 2 条第 1 号において、「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理案内、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事案の教示を除く。）を求めるものをいい、告訴又は告発に係る相談その他の事件相談を含むものとする。」と規定されている。

この相談は、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、県民から寄せられた相談内容に応じて、個々の事案の解決又は解決への支援を行い、もって警察の責務の的確な遂行を果たすためのものである。その内容は、個人の生命及び身体に危害を及ぼし、若しくは財産に危害を及ぼすおそれがある事案や刑罰法令に抵触する事案のほか、他の行政機関等で取り扱うべきものなど、広範囲にわたる。

相談者及び関係者のプライバシー等権利利益の保護については、訓令第 3 条第 4 号及び第 5 号において、「申出者の名誉、信用若しくは社会的地位を傷付け、又は生活の平穏を害するような言動をしないこと。」及び「個人の秘密その他の個人情報の保護に十分配慮すること。」と規定している。

また、警察相談を受理した場合には、訓令第 18 条第 4 項において、その処理状況

について警察相談記録票(様式第2号)に確実に記録するとともに、所属長に対し、当該処理状況を適時・適切に報告し、必要な指示を受けるものとされている。警察相談記録票には、件名、受理番号、受理年月日及び受理者の階級・氏名等をはじめ、申出者及び関係者の住所・氏名等や相談要旨のほか、「相談内容及び措置状況」として、上司による指示事項や関係者からの聴取内容、担当警察官による措置結果等の相談処理経過について、具体的な事実等が記載されることとなっている。

イ 審査請求人が開示を求めている部分の記載内容について

審査請求人は、本件相談記録票の「相談内容及び措置状況」欄のうち、上記3(2)アの部分について開示を求めている。

当審査会において本件相談記録票を見分したところ、当該部分には、以下の情報が記載されていることが認められた。

- (ア) 警察官が審査請求人の父親(故人)から聴取した情報(以下「非開示情報①」という。)
- (イ) 警察官が本件事案の関係者から聴取した情報(以下「非開示情報②」という。)
- (ウ) 警察官が本件事案の関係者に対して注意・指導した情報(以下「非開示情報③」という。)

ウ 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、上記イから、本件相談記録票の「相談内容及び措置状況」欄に記載された非開示情報①、②及び③である。

実施機関は、本件対象個人情報について、条例第13条第7号(事務又は事業に関する情報)に該当するとして非開示としていることから、当審査会において、まずは同号該当性について判断することとする。

(2) 条例第13条第7号について

条例第13条第7号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものについては、非開示情報に該当すると規定している。

また、同号本文の「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接かかわる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含むものとされ、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。

(3) 条例第13条第7号該当性について

上記(1)アで述べたとおり、警察相談記録票には「相談内容及び措置状況」として、上司による指示事項や関係者からの聴取内容、担当警察官による措置結果等の相談処理経過について、具体的な事実等が記載されることとなっており、類型的に見て、事務又は事業に関する情報として非開示とするべき情報が記載される可能性も高い。

しかし、警察相談記録票に記載される内容の全てが、条例第13条第7号に該当し非開示となるものではなく、同号該当性の判断については、上記(2)で述べたとおり、警察相談業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあることを確認する必要があるため、以下、この点について検討する。

ア 非開示情報①及び②について

(ア) 非開示情報①及び②を開示することにより生じる著しい支障の具体的な内容について、実施機関は、当審査会からの聞き取りに対し以下のとおり説明している。

- a 聴取された内容が公文書により審査請求人に開示されることは、本件事案の

関係者が予定していなかったことであり、審査請求人が相当程度知り得ていると考えられるとしても、当該内容の全てを知っているとは限らない。

b 故人であるから聴取内容を開示しても支障が生じないとするのであれば、今後、同種事案において、事情を聴かれる者が、自己が故人となった後に開示請求によって聴取内容を開示されることをおそれ、聴取が困難となる。

c また、審査請求人が当該情報を証拠として関係者を相手取り訴訟を提起するなどの行動を起こした場合、当該関係者は被告の立場に置かれるなどの不利益を受けるものであり、警察に対する関係者の信頼を失い、協力を得られなくなり、今後の聴取が困難となる。

(イ) しかし、実施機関が上記(ア) b及びcのとおりとする支障の内容は、いずれも抽象的な説明にとどまるものであり、その支障の程度も実質的なものであるとは言えないため、開示することにより警察相談業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、非開示情報①及び②は、条例第13条第7号に該当しない。

#### イ 非開示情報③について

(ア) 非開示情報③を開示することにより生じる著しい支障の具体的な内容について実施機関は、当審査会からの聞き取りに対し以下のとおり説明している。

a 注意・指導した内容について、既に開示されている記載内容から推測できるものであるか否かを問わず、公文書により審査請求人に開示されることは本件事案の関係者が予定していなかったことであり、審査請求人が相当程度知り得ていると考えられるとしても、当該内容の全てを知っているとは限らない。

b また、審査請求人が当該情報を証拠として関係者を相手取り訴訟を提起するなどの行動を起こした場合、当該関係者は被告の立場に置かれるなどの不利益を受けるものであり、警察に対する関係者の信頼を失い、協力を得られなくなり、今後の聴取が困難となるため、その協力の下に成り立つ警察相談業務の適正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすものである。

(イ) 当審査会において本件相談記録票を見分したところ、警察官が本件事案の関係者に対して注意・指導したことは明らかにされており、注意・指導した情報にあたる非開示情報③の内容も、捜査の手法等ではなく、社会通念上も一般的な内容であることが認められた。その内容は、警察の職務として公正に対応した結果であり、相談者である審査請求人に対する説明責任を果たすべきことに鑑みれば、開示することにより警察に対する関係者の信頼を失い、今後の聴取並びに注意・指導等の警察相談業務が困難になるとは言えない。

また実施機関は、本件における具体的な支障の有無について、上記イ(ア) bのとおり説明しているが、上記アと同様に、警察相談業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、非開示情報③は条例第13条第7号に該当しない。

#### (4) 条例第13条第3号(開示請求者以外の個人に関する情報) 該当性について

上記(1)アで述べたとおり、警察相談記録票には、「相談内容及び措置状況」として、上司による指示事項や関係者からの聴取内容、担当警察官による措置結果等相談処理経過について具体的な事実等が記載されることとなっている。

本件対象個人情報についても、警察相談という事務に関する情報としての側面をもつ一方で、関係者が聴取や注意・指導を受けた内容でもあり、開示請求者以外の個人に関する情報という側面も持ち合わせているといえる。

実施機関は、本件部分開示決定において条例第 13 条第 3 号の該当性を判断していないが、上記のことから当審査会としては、上記(3)の判断とともに、本件対象個人情報の条例第 13 条第 3 号該当性についても判断することとする。

ア 条例第 13 条第 3 号について

条例第 13 条第 3 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非開示情報に該当すると規定している。

ただし、慣行として公にされている情報（同号ただし書きア）、人の生命等を保護するために開示が必要な情報（同号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書きウ）は、非開示情報からは除かれる。

本件対象個人情報は、関係者から聴取した情報及び関係者に対して注意・指導した情報であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、本件相談記録票において既に開示されている他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるといえることから、条例第 13 条第 3 号に該当する。

イ 条例第 13 条第 3 号ただし書きアについて

同号ただし書きアは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報を例外的に非開示情報から除く規定であるが、本件対象個人情報は「法令等の規定により公にされる情報」ではない。

また、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、当該情報と同種の情報を本人が知ることができた事例があったとしても、個別的な事例にとどまる限り「慣行」には当たらないものと解されている。

この点について実施機関は、聴取内容等を相談者に伝えることは、関係者からの聴取を困難にするおそれがあるため、通常行われることはなく、本件事案においては、守秘義務を前提とした上で、当事者同士での事案の解決を促すため、必要最小限度の範囲内で審査請求人に伝えたと説明している。

審査請求人は、本件対象個人情報について、当時の担当警察官から口頭で開示を受けた情報であり、自己に帰属すると主張しているが、本件対象個人情報が担当警察官により審査請求人に伝えられているとしても、個別的な事例にとどまるものであり、開示請求者が慣行として知り得る情報とは認められないことから、本件対象個人情報は同号ただし書きアに該当しない。

ウ 条例第 13 条第 3 号ただし書きイについて

同号ただし書きイは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を例外的に非開示情報から除く規定であり、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回る場合には開示しなければならないものである。

審査請求人は、「父は〇〇からお金を返してもらおうと私に申し述べており、父が死んだ今、当該返還請求権及び父の保有していたお金は遺産として私が相続している。従って、私の財産として保護してもらえる権利を有している。」として、本件対象個人情報が条例第 13 条第 3 号ただし書きイに該当すると主張する。

しかし、当審査会において本件相談記録票を見分したところ、開示された部分に

は、警察による見分等の結果から、相談内容について、事件性はないと判断されたことが記載されている。また本件において、審査請求人の主張する財産権は金銭の返還請求権であると考えられるが、当該財産権は、民事訴訟等の他の法的手段によっても、その権利救済を実現し得るものであると思料される。

このため当審査会としては、審査請求人の財産を保護する必要性が、非開示により保護される本件事案の関係者の権利利益を上回るとまでは判断できないことから、本件対象個人情報同号ただし書きイに該当しない。

#### エ 条例第13条第3号ただし書きウについて

同号ただし書きウは、公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報を例外的に非開示情報から除く規定であり、非開示情報①及び②については、これに該当しない。

また、非開示情報③は、警察官が本件事案の関係者に対して注意・指導した内容であり、担当警察官の立場からみれば公務員の職務遂行情報ともいえるが、関係者の立場からみれば開示請求者以外の個人に関する情報となる。

本件相談記録票においては、関係者の氏名が開示されているため、非開示情報③は、関係者の氏名と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、関係者の権利利益を保護する必要性があると認められることから、非開示情報③は同号ただし書きウに該当しない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

### (1) 条例第13条第7号該当性の判断について

実施機関は、本件対象個人情報について、条例第13条第7号に該当するとして非開示としていたが、同号該当性の判断においては、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあることに加え、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。当審査会として、本件対象個人情報が条例第13条第7号に該当しないと判断したことは上記5(3)で述べたとおりであり、実施機関は、同号該当性について慎重に判断すべきであったといえる。

今後、実施機関に対しては、条例第13条第7号該当性の判断について、条例の趣旨を適正に解釈したうえで、適切に運用することを望む。

### (2) 死者の個人情報の取扱いについて

本件審査請求に至る経緯をみると、上記2(3)のとおり、当初、審査請求人は「亡くなった父親の遺産に関する情報であるからそれも広義の自己の個人情報である」旨を主張していた。しかし、上記2(4)のとおり、実施機関が、開示請求に係る個人情報の内容について「審査請求人が本件事案に関して警察署に相談した際に作成された警察相談記録票」として補正する旨を伝え、審査請求人がこれを了承したことから、本件開示手続が進められたものといえる。

しかし、審査請求人が主張していた死者の個人情報の取扱いについては、諮問資料による限り、実施機関から十分な説明が行われたとまでは認められない。

条例の解釈によれば、死者の個人情報のうち、請求者自身の個人情報でもあり得るもの及び社会通念上、請求者の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるものについては、条例に基づく開示請求の対象として認められるものとさ

れている。このため、本件において、審査請求人とその父親との相続等の関係が確認できた場合には、開示の可否はともかく、本件相談記録票に記載されている父親の情報を審査請求人自身の個人情報とみなして、本件とは別に開示請求することができる可能性があったものと思料される。

今後、実施機関に対しては、死者の個人情報の取扱いについて、条例の趣旨を適正に解釈したうえで、審査請求人への教示や説明を十分に行うなど、適切に対応することを望む。



(諮問第40号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年12月6日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成31年1月24日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成31年2月19日	審査請求人の意見書を受理
令和元年6月19日 (審査会第1回目)	審議
令和元年7月31日 (審査会第2回目)	審議
令和元年9月24日 (審査会第3回目)	審議(第2部会)
令和元年10月21日 (審査会第4回目)	審議(第2部会)
令和元年11月21日 (審査会第5回目)	審議(第2部会)
令和元年12月23日 (審査会第6回目)	審議(第2部会)
令和2年1月16日 (審査会第7回目)	審議(第2部会)
令和2年1月30日 (審査会第8回目)	審議
令和2年3月4日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
桐山 香代子	弁護士	第1部会 (H31.4.1～R1.9.19)
永野 茜	弁護士	第1部会 (R1.10.2～)
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会